３　選定を希望する監理人（監理人が個人である場合に記入）

（１）氏　　名　　男・女

（２）生年月日　　年　　月　　日

（３）国籍・地域

（４）住居地

（５）連絡先

（６）前記１の者との関係

４　選定を希望する監理人（監理人が法人である場合に記入）

（１）名　　称

（２）本店又は主たる事務所の所在地

（３）代表者の氏名

（４）連絡先

（５）前記１の者との関係

５　監理措置決定を希望する理由

以上の記載内容は事実と相違ありません。

申請人（代理人）の署名／申請年月日　　年　　月　　日

（注）申請書の提出は地方出入国在留管理官署に出頭して行わなければなりません。

別記第五十一号の四様式（第三十六条の二関係）

（表）

日本国政府法務省

監理措置決定通知書

監理措置決定番号

発行年月日

発行官署

出入国在留管理庁

注意事項

ア　住居を変更するときや行動範囲外に赴く必要があるときは、あらかじめ主任審査官の承認を受けなければなりません。

イ　監理措置の条件に違反したときは、監理措置決定が取り消され保証金の全部又は一部が没取されることがあります。

なお、正当な理由がなくて呼出しに応じないとき、逃亡したとき、報酬を受ける活動の許可を受けずに同活動（在留資格をもって在留する者による活動を除く。）を行ったとき又は収入を伴う事業を運営する活動を行ったときは、処罰されることがあります。

ウ　法第44条の５第１項の規定により指定された機関以外で報酬を受ける活動を行ったときや許可に付された条件に違反したときは、報酬を受ける活動の許可が取り消されることがあります。

エ　退去強制令書の発付後は、収入を伴う事業を運営する活動や報酬を受ける活動に従事することはできません。

オ　報酬を受ける活動の内容（勤務先や報酬額等）や生計（同居者の人数・家賃額等）に変動の予定がある場合には、あらかじめ地方出入国在留管理局に連絡しなければなりません。

カ　本通知書は常に携帯し、権限ある官憲に要求されたときは、これを提示しなければなりません。

また、出頭の際は、本通知書を持参してください。

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列５番とする。